

## 私立幼稚園等性被害防止対策事業Q&A

※4月26日時点のQ&Aに追記した部分については、赤字で表記しています。

(令和6年10月4日時点)

	対象	質問	回答
1	事業全般	本補助事業の背景はどのようなものか。	弱い立場に置かれたこども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状等を踏まえ、国の関係府省会議により、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月）がまとめられました。 パッケージでは、「こどもが長く過ごす場における性被害の未然防止と早期発見のための仕組みを整備する」と記載されており、こどもが長く過ごす場において、こどもが性被害に遭わないよう、特に被害を認識し難い又は被害を相談することが困難なこどもが多い施設においては、ソフト面の対策のみならず、物理的な設備等を整えていくことが重要とされ、当該パッケージの取組を緊急的に実施する支援の一つとして対策を講じるものです。
2	事業全般	本補助事業の内容はどのようなものか。	パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（教育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援するものです。
3	事業全般	令和7年度も実施する予定か。	現時点では、令和6年度のみ事業実施予定です。
4	事業全般	令和6年度に物品の購入等は終了したが、支払いは令和7年度になってしまうが、補助対象になるか。	令和6年度中に支払いまで完了している必要があります。
5	補助率	都と補助事業者の負担割合はどのようになるか。	補助対象経費の1/2を補助いたします。（都1/2、学校設置者1/2） ※補助対象経費については、10万円を上限とします。

	対象	質問	回答
6	補助基準額	「1施設あたり10万円」とは、1校（園）を指すのか。若しくは、1棟を指すのか。	1施設とは、「1校（園）」を指します。ただし、例えば、本校と分校が存在する場合については、それぞれ1施設として考えます。（休校を除いた施設が対象となります）なお、補助基準額の考え方については、全施設の合計（20万円）としてではなく、それぞれの施設ごとに整理をしていただきますようお願いいたします。
7	対象施設	本補助事業において、どの学校種が対象施設となるか。	私立幼稚園及び特別支援学校が対象になります。 ※認定こども園については対象外となりますので、ご注意ください。
8	対象施設	過去に補助金の交付を受けた学校（例えば、令和5年度に補助金の交付を受けた学校）であっても、令和6年度に新たに交付を受けることは可能か。	令和5年度を含め、既に補助金の交付や交付決定を受けている施設については、新たに補助金の交付を受けることはできません。
9	補助対象	本事業の対象期間はいつからになるのか。	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に、物品の契約や納品、設置、支払等をすべて完了した場合に補助対象となります。
10	補助対象	パーテーションや簡易更衣室の活用方法について、どのようなシチュエーションを想定しているのか。	パーテーションや簡易更衣室については、子供が着替えを行う際に、更衣室の設置や教室を分ける等の対応が困難な施設において、簡易的に設置することで、周囲から子供のプライバシーの保護を図ることを目的としており、必要な場面でご活用ください。なお、パーテーション等については、子供が怪我をしないような物品を購入し、安全に配慮した上で利用していただきますようお願いいたします。

	対象	質問	回答
11	補助対象	カメラの性能・機能について、どのようなものを想定しているのか。	<p>カメラについては、基本的には移動可能なもの（固定カメラは補助対象外）をご購入いただくこととなります。当該カメラは、保護者からの確認依頼等に応えることを目的としており、例えばですが、教員が対面で指導するなどの場面では、他者の監視がない状況が生み出されるため、このような場合に、移動可能なカメラを用いて指導の状況を記録すること等必要な場面でご活用ください。</p> <p>なお、カメラによる記録を行う場合には、以下の点に留意願います。</p> <p>（留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用方法等を管理者が教職員等に説明、理解を得た上で運用を定めること。</li> <li>・事前に保護者への承諾を得ること。</li> <li>・カメラや映像データの紛失、漏洩等が起こらないよう、適切な管理を行うこと。</li> </ul> <p>※教職員等、保護者への説明は、カメラの導入までに完了すること。</p>
12	補助対象	天井カーテン等も補助対象に含まれるのか。また、天井カーテンを設置するための工事費も対象となるのか。	天井カーテンについても補助対象となり、工事費等も含めて対象となります。
13	補助対象	既存設備等の改修費については、補助対象に含まれるのか。	既存設備等の改修費については、補助対象外となります。（本補助金を活用し、新たに設備等を導入する場合に限りです。）
14	補助対象	撮影した映像を記録、補完するための記憶媒体、カメラの三脚、延長コード等の付属品については、補助の対象となるのか。	基本的に、記憶媒体や付属品など単体での購入は補助対象外となります。ただし、カメラの導入にあたり必要不可欠であると判断できるものであれば、補助対象として差し支えございません。